

文化 手編み教室の講師を募集

文化教室で手編みを教える先生を募集します。

日時 令和2年4月～3年3月末の毎月第2・4水曜

日10:00～12:00と13:00～15:00

場所 青年の家

☎ 社会教育家 ☎892-7721

福祉 夏のボランティア体験プログラム

夏祭りのイベントや福祉施設でのボランティア活動参加者を募集します。未経験者大歓迎。

日時 7/1(月)～8/31(土)(1日3時間程度～3日間)

場所 市内福祉施設または地域(20か所程度)

※活動の時間や場所、対象は受入れ施設(地域)によって異なります。

説明会 7/17(水)11:00～12:00

場所 ボランティアセンター

対象 市内在住者

申込・☎ ボランティアセンター ☎894-3737

農業 市民農園利用者募集

農園	所在地	一般区画	条件付区画
平田農園	星田9-12	0	1
雲川農園	私部南1-4	1	0
森南農園	森南1-32	16	0
中井農園	星田北3-18東側	5	0
東農園	私市4-14付近	1	1
井上農園	私市1-4付近	10	0
向井農園	森南1-35南側	6	0
北田農園	私部南2-25	2	0
畠山農園	郡津2-96-7南側	小1、大2	0
有家農園	倉治3-59	0	1
吉岡農園	寺1-16付近	2	0

契約期間 令和2年3/31まで

対象 市内在住者 費用 6,000円、畠山農園のみ大5,000円・小3,000円

申込 往復はがきに①住所②氏名③電話番号④希望農園(一般・条件付・小・大いずれか1つ)を記入し、農政課内市民農園運営協議会〒576-8501(住所記入不要)

注意事項

▷応募は1人1区画です(先着順)。条件付区画は日照少、水はけ悪、異形などの区画です。

▷農園に駐車場はありません。

▷水路の水は利用禁止。水は利用者のご用意ください。

▷果樹を育てるのは禁止です。

☎ 農政課 ☎892-0121

募集

平和 「平和の礎」第6集の原稿募集

戦争を知らない世代に平和の大切さを伝えるため、戦争体験者ご自身の体験談や平和への想いの原稿を募集します。

募集の様式

▽原則2,400字以内で書式不問

▽詩歌ははがきまたははがき大の紙を使用し、手書きの場合はそのまま掲載

▽原稿を書くことが難しい場合は、編集員がお話を伺います

※編集を手伝ってくれる人も募集します。

※「平和の礎」第1～5集は、人権と暮らしの相談課内にあります。

申込 9/30(月)までに原稿を郵送・Eメールで、人権と暮らしの相談課

〒576-0034 天野が原町5-5-1

☎ kurasi@city.katano.osaka.jp

☎ 「平和と人権を守る都市宣言」を進める実行委員会事務局 ☎817-0997

求人 機能訓練担当職員(アルバイト)募集

業務内容 機能支援センター通園児童や小・中学校の支援学級生徒等の機能訓練

募集人数 1人

賃金 時給1,600円

対象 理学療法士または作業療法士

勤務期間 8/1(木)～9/30(月)

勤務時間 週3日9:00～15:15(応相談)

※雇用契約を更新する可能性があります。

申込 7/16(火)までに、履歴書と資格免許の写しを持参・郵送で機能支援センター

〒576-0034 天野が原町5-5-1

☎ 機能支援センター ☎892-3077

年金 国民年金保険料の一般免除申請

経済的な理由等で、保険料納付が困難な場合は、免除申請をして承認されることにより、保険料の全額または一部が免除されます。令和元年度(元年7月～2年6月)の免除申請は、7/1(月)から受付を開始します。

※所得審査があります。審査対象は本人・配偶者・世帯主です。また、2年1か月前の月分までさかのぼって申請できます。

申請に必要なもの

▷年金手帳と本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカードなど)

▷代理人の場合は、委任状、本人確認書類、被保険者の年金手帳、印鑑

▷離職を理由とする場合は、所得審査対象者の内、離職者の離職票

※申請には、審査対象者全員の所得等の申告が必要です。

☎ 医療保険課 ☎892-0121

☎ 枚方年金事務所 ☎846-5011

介護保険 介護保険負担割合証を送ります

介護サービス利用時は、「介護保険証」と負担割合を記載した「介護保険負担割合証」の提示が必要です。現在お持ちの負担割合証の有効期限は7月末です。7/1現在で、8/1以降の事業対象者、要介護・要支援認定を受けている人には、7月下旬に、新しい負担割合証を送ります。7/2以降に認定された人には、認定結果と一緒に送ります。

利用者負担割合(要介護認定を受けている第1号被保険者)

本人の合計所得金額	同一世帯の第1号被保険者(本人含む)の年金収入+その他の合計所得金額	利用者負担割合
220万円以上	下記以外の場合	3割
	(単身世帯)340万円未満 (2人以上世帯)463万円未満	2割
160万円以上	下記以外の場合	2割
	(単身世帯)280万円未満 (2人以上世帯)346万円未満	1割
160万円未満		1割

※要介護、要支援認定を受け、次に該当する人は所得にかかわらず負担割合は1割です。

①65歳未満の第2号被保険者②生活保護受給者

③市民税非課税者(申告済に限る)

※所得の確認ができない場合は3割負担になります。税法上申告の必要がない人も、確定申告か市民税申告を毎年行ってください。

☎ 高齢介護課 ☎893-6400

制度・業務

福祉 重度障がい者医療助成

対象 次のいずれかに該当する人

①身体障がい者手帳1・2級を持っている

②療育手帳Aを持っている

③療育手帳B1と身体障がい者手帳3～6級を持っている

④精神障がい者保健福祉手帳1級を持っている

⑤難病等の受給者証を持っており、障がい年金(または特別児童扶養手当)1級に該当する

※所得制限があります。助成開始は申請月から。

申込・☎ 障がい福祉課 ☎893-6400

福祉 老人医療(一部負担金相当額等一部助成)医療証の更新

8/1(木)から、医療証が黄色から青色に変わります。対象者には7月初旬に更新申請書を送りますので、更新手続きをしてください。

※所得制限があります。また、各受給資格は、必ず切れ目なく更新・継続手続きを行ってください。

※すでに青色の医療証を持っている人や、「重度障がい者医療証」(オレンジ色)を持っている人は、申請不要です。

申請に必要なもの 個人番号(マイナンバー)が分かるもの、健康保険証、印鑑、受給資格を証明するもの(受給者証など)

☎ 障がい福祉課 ☎893-6400

税・保険・年金

税 市税の納期限

固定資産税・都市計画税第2期分の納期限は7/31(水)です。期限までにお納めください。

☎ 税務室 ☎892-0121

税 所得税・復興特別所得税の予定納税(第1期分)

前年分の確定申告等に基づき、予定納税が必要な人には6月中旬に予定納税額の通知書を送付しています。

納期限・振替日 7/31(水)

☎ 枚方税務署 ☎844-9521

